

栃木市地域支え合い活動推進条例（概要）

1 目的（第1条）

地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに、市や市民、自治会等の役割を明らかにし、支援を必要とする方に係る情報提供や、取り扱う団体の遵守すべき事項を定めることにより、支援を必要とする方を含め誰もが安心して暮らせる地域社会を実現する。

2 基本理念（第3条）

- ① 地域における支え合い活動は、市だけでも、地域住民だけでも不十分です。市や市民、自治会、関係機関、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、相互に協働し、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現する。
- ② 支え合い活動は、その対象となる市民の意思を尊重し、その尊厳に配慮し行うものであること。

3 市、市民、自治会等、関係機関、事業者の役割（第4条～8条）

- 市；市民や自治会、関係機関等と相互に連携を図り、効果的に実施するための施策を行う。また、支援を必要とする者を把握し、必要な調査を行い情報収集するとともに、それらの情報を効果的な利用を図る。
- 市民；自ら支え合い活動を行うよう努め、地域の活動に協力する。
- 自治会等；地域における支え合い活動の中心的主体となり活動するとともに、他の団体等連携協力する。
- 関係機関；それぞれの事業を通じて支え合い活動を行うとともに、他の団体等連携協力する。（消防団、警察、社協、医師会、介護支援専門員連絡協議会、老人クラブ等）
- 事業者；それぞれの業務を通じて支え合い活動を行うとともに、他の団体等連携協力する。（民間事業者、郵便・配達業者、商店街など）

4 支え合い活動とは（第2条）

- 日常的に生活状況を見守る活動及びそれに付随した日常生活を支援する活動
- 市等が実施する保健医療サービス、福祉サービス、その他のサービス等を円滑かつ適正に利用することができるようにするための活動
- 災害発生又は恐れがある場合、または支援を必要とする者の生命、身体、財産に危険が生じ又はおそれがある場合に、円滑かつ迅速に保護できるような活動

5 情報提供に関する事項（第9条）

- 情報提供の対象者（支援が必要と認められる者）
 - ① 65歳以上のみで構成される世帯に属する者
 - ② 各障がい者の手帳の交付を受けている者
（身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳）
 - ③ 要介護3以上の認定を受けている者 等
- 情報を提供できる団体等
自治会等、民生委員、栃木市高齢者ふれあい相談員、栃木市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、警察署、消防本部、消防署及び消防団 等
- 提供できる情報項目
氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号及びその他の連絡先
支援を必要とする事由、その他
- 情報の提供方法；名簿を書面により提供

6 情報提供に係る市民の意思の確認（第 10 条～13 条）

○65 歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯に属する者（逆手上げ方式）

本人の同意を得ることなく情報提供を行うこととするが、不同意の申し出があれば団体等に情報提供しない。

○身体障害者手帳の交付を受けている者等（同意方式）

本人等から同意を得たのちに、情報を提供する。

○その他支援が必要と認めた者（手上げ方式）

本人からの申出があった場合に情報を提供する。

7 自治会等及び地区社会福祉協議会に対する手続き（第 14 条～16 条）

○自治会等及び地区社会福祉協議会に対し情報提供する時には、申出に基づく。

○情報の取り扱いに関する協定を締結すること。

＜協定書の内容＞

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・ 提供する名簿の部数、 | ・ 情報の対象者が居住する区域 |
| ・ 情報提供や閲覧の制限に関する事項 | ・ 情報管理の方法に関する事項 |
| ・ 名簿の紛失、漏えい等への措置 | |
| ・ 協定に違反した場合の措置 | ・ その他必要な事項 |

○協定内容の確認が必要時は、情報管理の報告をさせ、管理状況を検査する。

○協定締結団体等は、名簿管理者を選任し届け出る。変更時は直ちに届け出る。

8 緊急時における協力の依頼等（第 17 条）

市は、災害が発生又はその恐れがある場合に、生命・身体や財産に急迫した危険があると判断したときは、団体等又は市長が適当と認める者に対し、本人の同意なく情報を提供し危険回避の協力依頼をする。

9 情報提供を受けた団体や活動従事者の義務（第 18 条～21 条）

○情報の安全管理（第 18 条）

市から情報提供を受けた団体等は、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、名簿管理者の注意義務。

○情報利用及び提供の制限（第 19 条）

市から情報提供を受けた団体等は、当該条例に規定する目的以外のために、提供された情報を閲覧、利用、提供してはならない。

○支え合い活動の従事者の義務（第 20 条）

支え合い活動に従事する者は、知り得た個人の秘密をみだりに漏らしたり、不当な利用をしてはならない。

10 委任（第 21 条） 条例施行に必要な事項は、規則で定める

附則 平成 28 年 10 月 1 日から施行する